

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3066号）

<目 次>

1	答申書（案） .....	1
2	審査結果 .....	5
3	申請概要 .....	9

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

平成26年11月25日

総務大臣

山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照

答 申 書 (案)

平成26年10月3日付け諮問第3066号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。



「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見  
及びそれらに対する考え方

平成 26 年 11 月 25 日  
情報通信行政・郵政行政審議会

## 1 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

意見1	考え方1
数式も何の事だか分かりません。  【匿名】	ユニバーサルサービスに係る交付金及び負担金の算定式については、総務省が資料中に補足情報を追記する等により広く理解が得られるよう配慮しているところ。引き続き、より分かりやすいものとなるよう配慮すべきである。

## 審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
<p>1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>本申請に係る交付金の額については、補てん対象額の算定において東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）における東日本大震災に起因する災害特別損失並びにNTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）」に起因する環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に関連する費用を考慮した原価が用いられているが、算定規則にこれを認める規定がないため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおり算入することが適当であることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>各適格電気通信事業者の交付金の額が計算式で示されていることについて、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は各適格電気通信事業者に係る補てん対象額から算定自己負担額を控除した額とされているところ、当該算定自己負担額は認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められていることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、平成 25 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回ることから、妥当なものであると認められる。</p>
<p>2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 か月後から最終算定月の 3 か月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して毎月通知することとしている。</p> <p>また、交付時期については、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>おって、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化</p>

		等の措置を講ずる旨申請書に記載している。 以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前2号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第24条(3))	適	本申請に係る交付金の交付によりNTT東日本及びNTT西日本の高コスト地域の赤字額の一部が軽減され、その交付方法が明確に定められていることから、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないと認められる。

② 法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第27条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第25条(1))	適	<p>本申請に係る負担金の額については、補てん対象額の算定において、NTT東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失並びにNTT東日本及びNTT西日本における特別措置法に起因する環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に関連する費用を考慮した原価が用いられているが、算定規則にこれを認める規定がないため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおり算入することが適当であることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第27条第1項及び第2項において、負担金の額は認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することとされているためであり、妥当なものであると認められる。</p>
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第25条(2))	適	<p>負担金の額は、平成27年1月から最終算定月(平成27年12月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、本申請において、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条の規定に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の20日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月の翌月に通知することとなっており、当該負担金の納付期限を毎月の電気通信番号数の報告期限の翌月の25日までとしている。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し</p>

		<p>て、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>おって、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化等の措置を講ずる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>3 前2号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第25条(3))</p>	<p><b>適</b></p>	<p>本申請に係る負担金は、接続電気通信事業者等の利用番号数に応じて徴収することとしており、その徴収方法が明確に定められていることから、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないと認められる。</p>

(別記)

特別損失の扱いについて

①災害特別損失

基礎的電気通信役務に関連する設備の復旧・点検に係る費用を用いており、当該費用は電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていること等から補てん対象額に算入することが妥当なものであると認められる。

②環境対策引当金繰入額

適格電気通信事業者に課せられた法的責務を果たすために必要な原資となるものであり、適格電気通信事業者が提供する全ての電気通信役務に費用配賦して回収すべき費用であることを踏まえれば、基礎的電気通信役務を提供するために要する費用であること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていること等から補てん対象額に算入することが妥当なものであると認められる。



# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 一般社団法人電気通信事業者協会(会長 孫 正義)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 26 年 9 月 19 日

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可

### ①負担金の額

- (1) 補填対象額 68.8 億円 (NTT 東日本 : 41.3 億円、NTT 西日本 : 27.5 億円)  
(2) 支援業務費 0.5 億円  
(3) 番号単価  
合算番号単価 2 円  
番号単価 NTT 東日本 : 1.19985713 円、NTT 西日本 : 0.80014287 円  
(4) 負担事業者 25 社  
(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額  
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 27 条で定められた方法によって算定される額(詳細は、p.15 参照)

### ②徴収方法

納付手段・負担金の額の通知・負担金の納付期限等。

- (2) 法第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可

### ①交付金の額

NTT 東日本	41.3 億円	—	算定自己負担額 <sup>※</sup>	※算定自己負担額は、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められている。
NTT 西日本	27.5 億円	—	算定自己負担額 <sup>※</sup>	

### ②交付方法

交付手段・交付金の額の通知・交付金の交付期限等

を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用+標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

・第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補填対象額

・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話及び緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

・ 支援機関が、交付金の交付及びそれに付帯する業務のために要する費用。

## イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算し、予測前年度過不足額を減算した額を、負担事業者の予測算定対象電気通信番号の総数で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

## ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

## エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

## ② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込）、納付期限等）。

## (2) 交付金

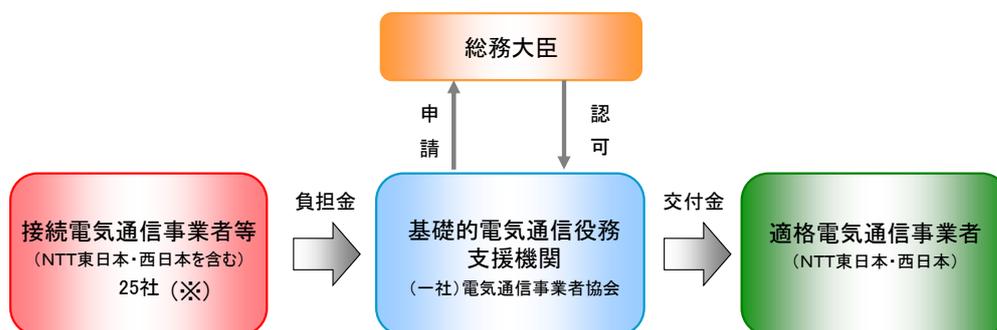
### ① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

### ② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込）、交付期限等）。

## 【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



(※平成26年7月1日現在)

### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補填対象額

	NTT東日本 ※	NTT西日本※	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	2,100,599,866 円	868,910,570 円	2,969,510,436 円
加入電話に係る緊急通報	28,011,719 円	25,185,387 円	53,197,106 円
第一種公衆電話に係るもの	2,001,599,247 円	1,860,197,586 円	3,861,796,833 円
合 計	4,130,210,832 円	2,754,293,543 円	6,884,504,375 円

※ 特別損失として計上された東日本大震災による災害対策費用及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）に係る環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	25,092,000 円
	(b) 物件費等	10,043,000 円
	(c) 小計	35,135,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	18,215,000 円
	(b) コールセンター委託費	8,421,000 円
	(c) 小計	26,636,000 円
(ウ) 当年度費用額 (= (ア) の (c) と (イ) の (c) の合計)		61,771,000 円

区 分	金 額
(a) 当年度費用額	61,771,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額	7,819,940 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]	53,951,060 円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} & \text{(NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額)} \\ & \text{+ 支援業務費 - 予測前年度過不足額)} \\ \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{平成 27 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{(6,884,504,375 円 + 53,951,060 円 - 1,245,194,064 円)}} \\ &= \frac{2,767,348,782 \text{ 番号}}{2.057298093 \dots \text{ 円}} \\ &\Rightarrow \mathbf{2 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} & \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{4,130,210,832 \text{ 円}}{6,884,504,375 \text{ 円}} \\ &= 1.199857130 \dots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{1.19985713 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} & \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{2,754,293,543 \text{ 円}}{6,884,504,375 \text{ 円}} \\ &= 0.800142869 \dots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{0.80014287 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 27 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に提供する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

#### (4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名 (25 社、五十音順)			
1	アイテック阪急阪神(株)	14	(株)ケイ・オプティコム
2	アルテリア・ネットワークス(株) ※ <sup>1</sup>	15	(株)ジュピターテレコム※ <sup>2</sup>
3	(株)STNet	16	ソフトバンクテレコム(株)
4	(株)エヌ・ティ・ティ エムイー	17	ソフトバンクBB(株)
5	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	18	ソフトバンクモバイル(株)
6	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	19	中部テレコミュニケーション(株)
7	(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	20	東北インテリジェント通信(株)
8	(株)NTTぷらら	21	西日本電信電話(株)
9	(株)エネルギー・コミュニケーションズ	22	東日本電信電話(株)
10	沖縄セルラー電話(株)	23	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
11	九州通信ネットワーク(株)	24	フリービット(株)
12	KDDI(株)	25	ワイモバイル(株)※ <sup>3</sup>
13	KVH(株)		

※1：旧(株)UCOM

※2：旧(株)テクノロジーネットワークス

※3：旧イー・アクセス(株)、旧(株)ウィルコム

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT東日本に係る番号単価 (1.19985713 円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.19985713 円は、平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成27年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{㉑} - \text{㉒} - \text{㉓} - \text{㉔} - \text{㉕} \} \times \text{㉖}$$

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

$$4,130,210,832 + 53,951,060 \times 4,130,210,832 \div 6,884,504,375$$

..㉑

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..㉒

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..㉓

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..㉔

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..㉕

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊸ - ㊹

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊸

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

4,114,163,355 + 54,080,459 × 4,114,163,355 ÷ 6,879,778,838

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

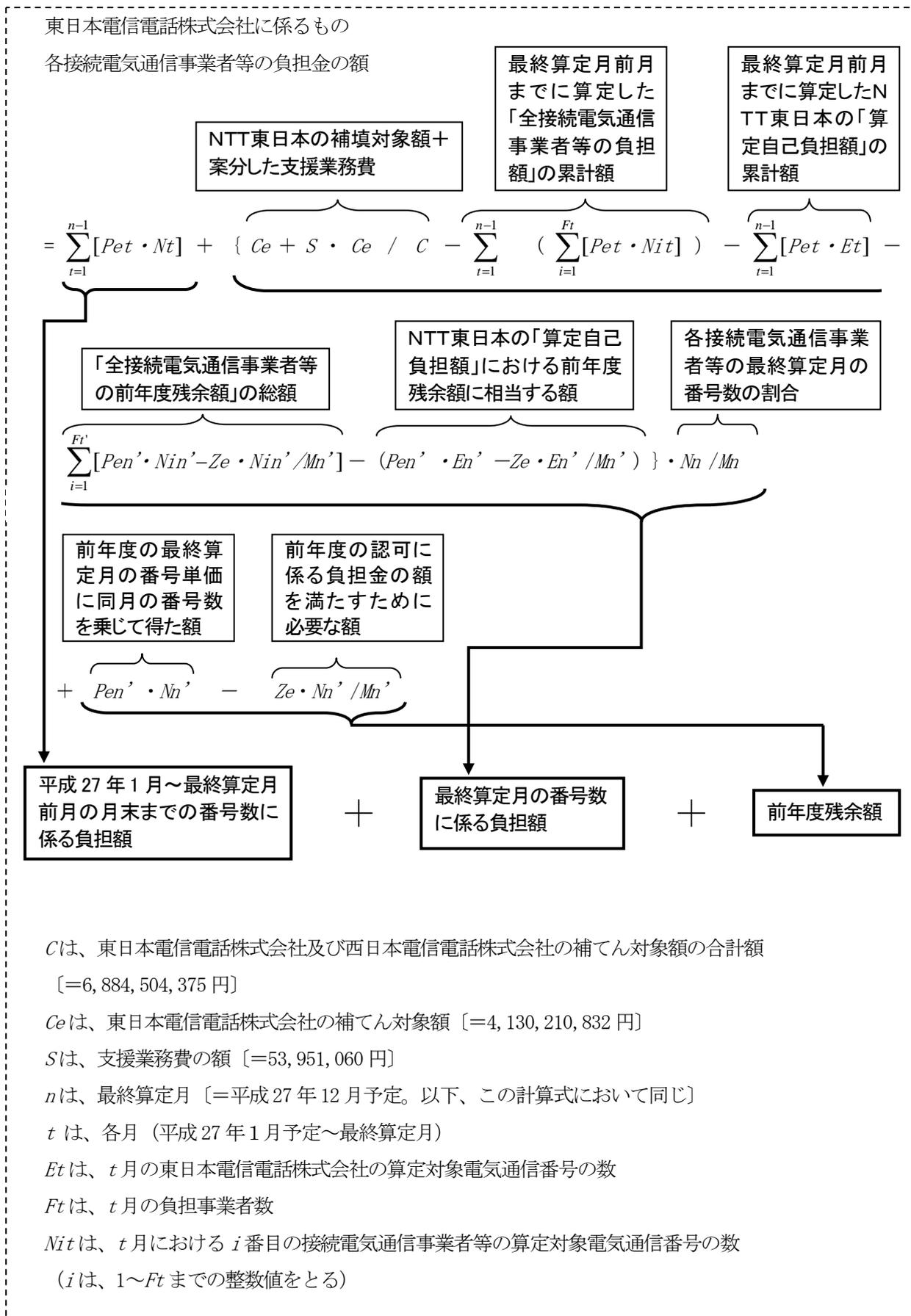
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊹

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$N_t$  は、 $t$  月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_t$  は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t t}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $M_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1. 19985713 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $Mn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n'}$  のうちの対応する値)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1. 79402425 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1. 79596439 円/月・番号]

$Pen'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6, 879, 778, 838 円]

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4, 114, 163, 355 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54, 080, 459 円]

② NTT西日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

- (a) 当該接続電気通信事業者等の平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額  
 = NTT西日本に係る番号単価 (0.80014287円/月・番号)  
 × 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 0.80014287円は、平成27年1月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成27年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

- (b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額  
 = { (a) - (b) - (c) - (d) - (e) } × (f)

NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費	2,754,293,543 + 53,951,060 × 2,754,293,543 ÷ 6,884,504,375	..(a)
最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額	接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額	..(b)
最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額	NTT西日本の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額	..(c)
「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額	接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額	..(d)
NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額	NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額	..(e)

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の数  
÷ 最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の番号単価  
× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

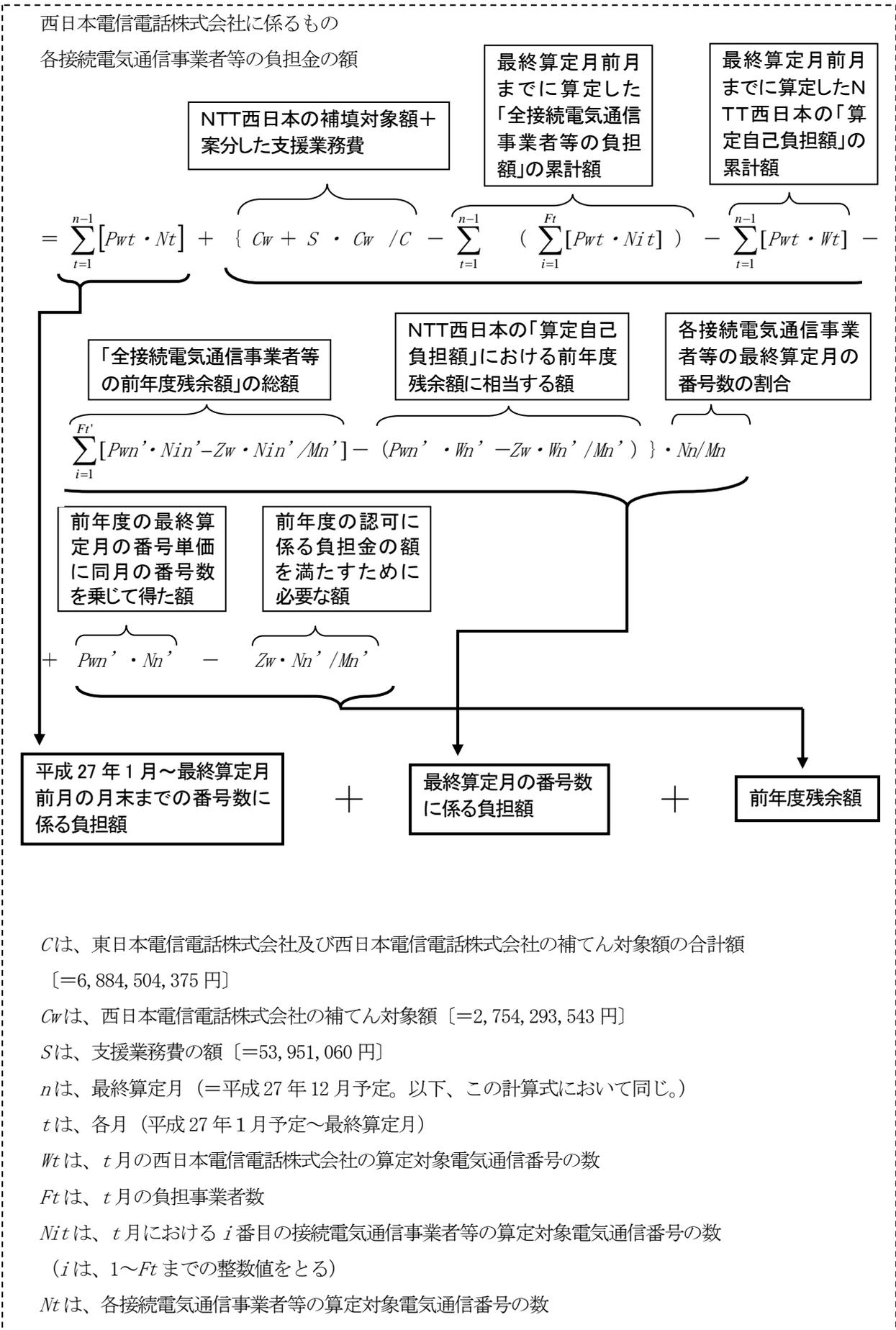
㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

2,765,615,483 + 54,080,459 × 2,765,615,483 ÷ 6,879,778,838  
— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額  
— NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額  
× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数  
÷ 前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,884,504,375 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,754,293,543 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=53,951,060 円]

$n$ は、最終算定月 (=平成 27 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。)

$t$ は、各月 (平成 27 年 1 月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$N_{it}$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $F_t$ までの整数値をとる)

$N_t$ は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_{1t}$  は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t t}$  のうちの対応する値をとる)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_{1n}$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt}$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$W_{t'}$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$N_{it'}$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる)

$N_{in'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる)

$M_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $N_{1n'}$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'} n'}$  のうちの対応する値)

$M_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt'}$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20597575 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20403561 円/月・番号]

$P_{wn'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Z_w$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6,879,778,838 円]

$C_w'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,765,615,483 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54,080,459 円]

### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する月の翌月に行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 銀行口座は、預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証を強化する（あらかじめ特定された者による認証操作を要するものとする。）。)
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## IV 交付金の額及び交付方法

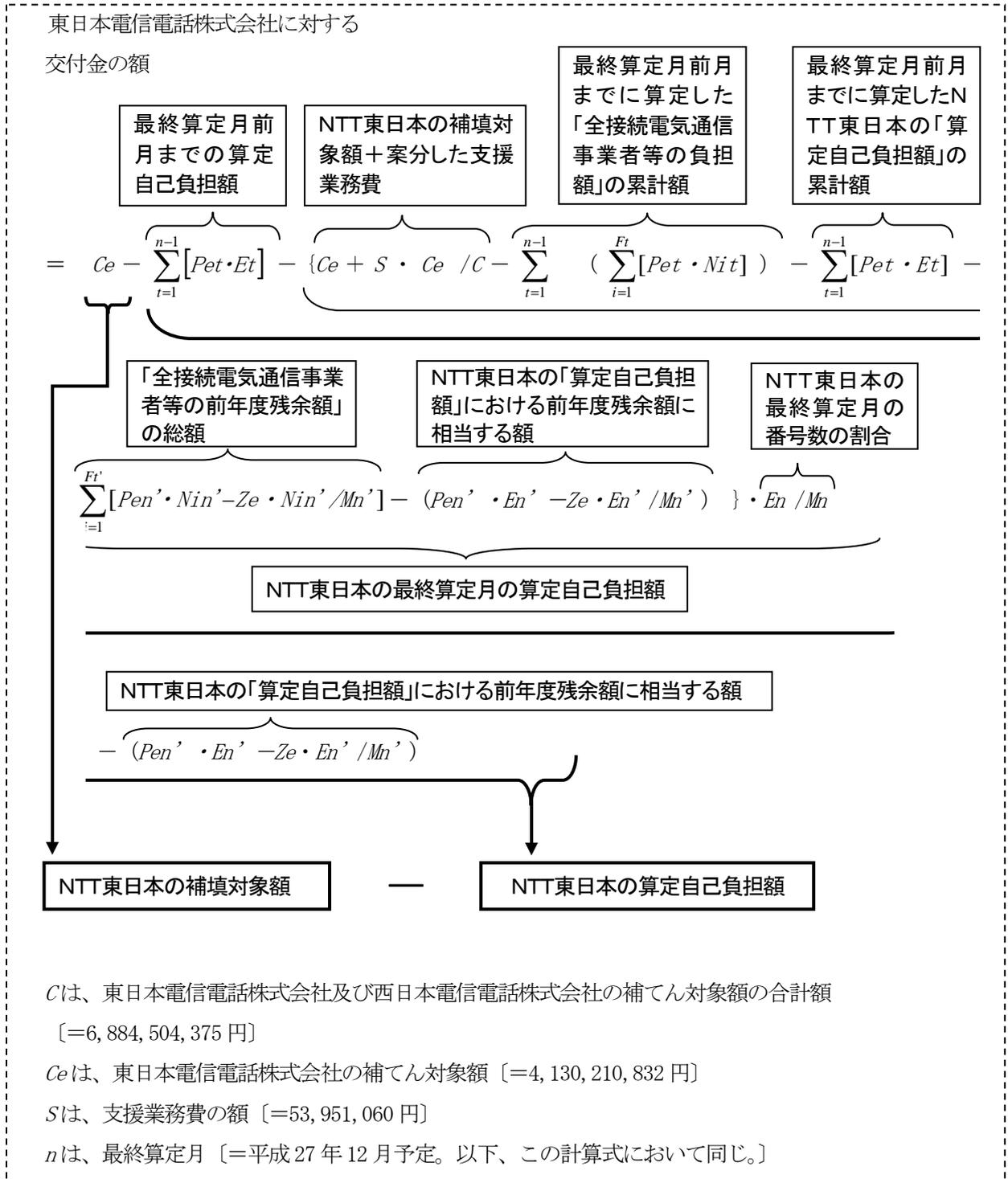
### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 4,130,210,832 \text{ 円 (NTT東日本の補填対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$t$ は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$ は、 $n$ 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19985713円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成26年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.79402425円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.79596439円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ =Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
〔=6,879,778,838円〕

$Ce'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,114,163,355円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=54,080,459円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

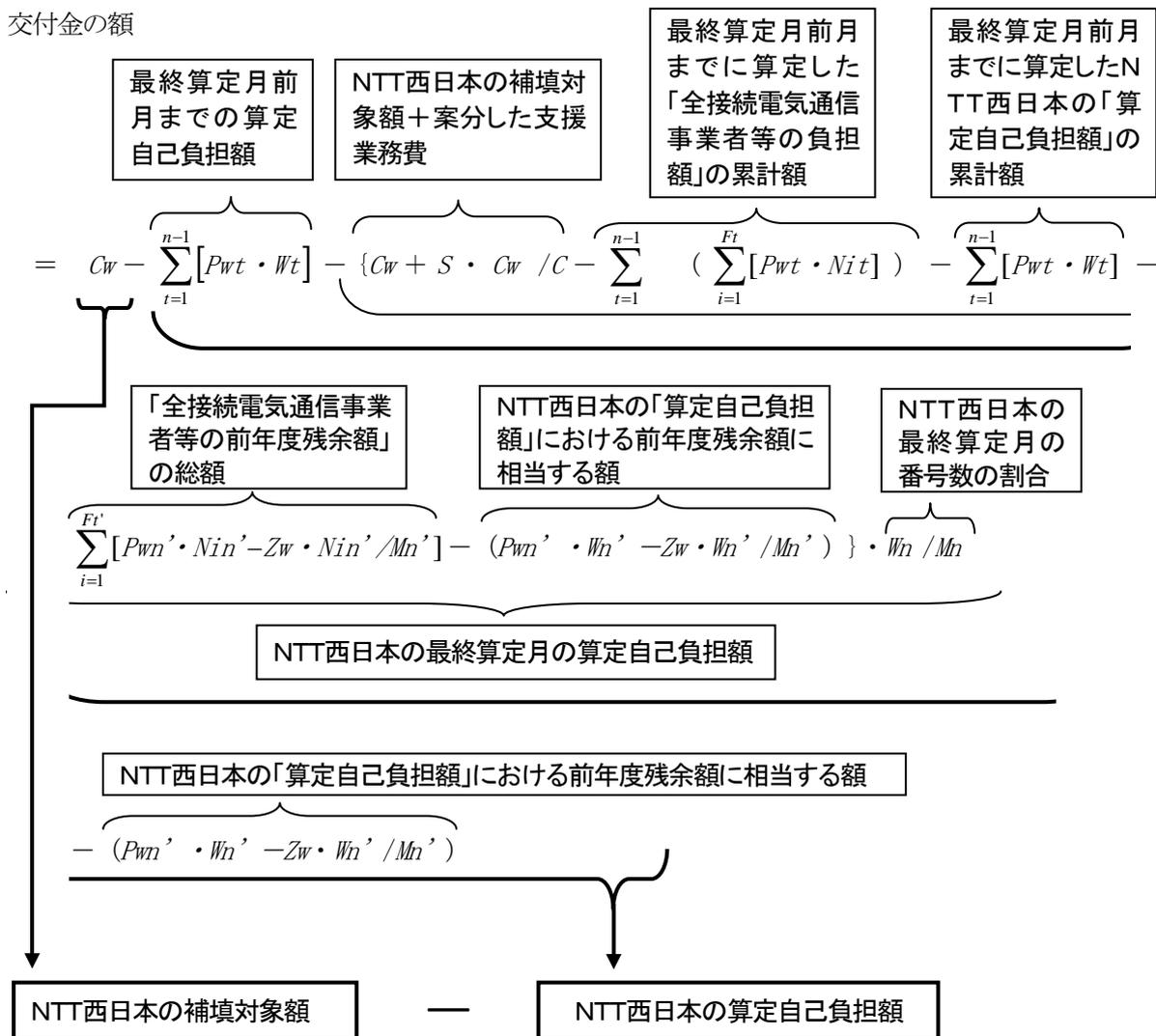
= 2,754,293,543 円 (NTT西日本の補填対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,884,504,375 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,754,293,543 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=53,951,060 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成27年1月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20597575 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20403561 円/月・番号]

$Pwn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6,879,778,838 円]

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,765,615,483 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54,080,459 円]

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成28年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後（平成28年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3か月後（平成28年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに支援機関が徴収した当該適格} \\ \text{電気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 銀行口座は、預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証を強化する（あらかじめ特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。